

令和2年9月25日

舞鶴市議会議長 上 羽 和 幸 様

提出者 舞鶴市議会市民文教委員会
委員長 眞 下 隆 史

舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定
に対する附帯決議案の提出について

上記の議案を別紙のとおり舞鶴市議会会議規則第14条第2項の規定により提出
いたします。

決議第1号

舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定に対する附帯決議（案）

ごみ処理体制の維持及び受益者負担の適正化を図るため、可燃ごみの処理手数料を改めるとともに不燃ごみの有料化については、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえ、ごみ処理の適正化及び3Rの推進に極めて重要な取組であると考えます。

そのことから手数料の改正については市民生活に直結するとともに、市民の十分な理解と協力が必要と考えており、舞鶴市議会としても、その趣旨・目的等について市民への周知と理解を図っていくこととしている。

そのため、執行機関及び関係者においても、次の点について十分に留意いただきたい。

- 1 新たな手数料が発生することから、負担の公平性等、市民から寄せられた意見を踏まえ、その趣旨について市民に十分理解していただけるよう、様々な施策を翌年7月の施行までに講ずること。
- 2 ごみ処理手数料、施設搬入手数料等の徴収方法及びごみ処理手続きの具体的な運用について、速やかな市民への周知等、適切に対応を行うこと。
- 3 条例施行後においても、市民生活に大きく影響を与えるものであることから、市民理解が得られるよう、十分な説明を行い、丁寧な対応を行うこと。

以上、決議する。

令和2年10月6日

舞鶴市議会